

青森・岩手県境不法投棄事案に係る  
特定支障除去等事業実施計画書(案)

概 要 版

## 目 次

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| I 特定産業廃棄物に係る事案の概要                | 1 頁 |
| 1 経緯                             |     |
| 2 行政処分等                          |     |
| 3 現場の状況                          |     |
| 4 生活環境保全上達成すべき目標                 |     |
| II 特定支障除去等事業の実施範囲                | 2 頁 |
| 1 所在地                            |     |
| 2 特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等 |     |
| III 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の方法        | 3 頁 |
| 1 合同検討委員会における検討及び提言              |     |
| 2 原状回復方針                         |     |
| 3 汚染拡散防止対策                       |     |
| (1) 仮設浄化施設                       |     |
| (2) 表面遮水、排水路工事等                  |     |
| (3) 浸出水処理施設                      |     |
| (4) 遮水壁                          |     |
| 4 廃棄物の除去等                        |     |
| 5 事業の実施期間及び事業費                   |     |
| IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及     | 5 頁 |
| 1 基本的考え方                         |     |
| 2 特定産業廃棄物の処分を行った者に対する責任の追及       |     |
| 3 排出事業者に対する責任の追及                 |     |
| 4 排出事業者からの費用の徴収                  |     |

|     |                              |      |
|-----|------------------------------|------|
| V   | これまで県が行ってきた措置及び今後行おうとする措置の内容 | 7 頁  |
| 1   | これまで県が行ってきた措置                |      |
| 2   | 今後行おうとする措置                   |      |
| VI  | 不適正処分の再発防止策                  | 8 頁  |
| 1   | 検証委員会の設置                     |      |
| 2   | 検証結果                         |      |
| 3   | 県警による強制捜査後の県の対応の問題点          |      |
| 4   | 関係職員の処分                      |      |
| 5   | 今後の再発防止策                     |      |
| VII | その他配慮すべき重要事項                 | 10 頁 |
| 1   | 周辺の生活環境のモニタリング調査             |      |
| 2   | 廃棄物の搬出における飛散等の防止             |      |
| 3   | 緊急時の連絡体制等                    |      |
| 4   | 青森県における全庁的な取り組み              |      |
| 5   | 原状回復に当たって住民の意見等が反映される措置      |      |

# Ⅰ 特定産業廃棄物に係る事案の概要

## 1 経緯

- ・昭和55年 5月 本件現場隣接地に一般廃棄物最終処分場の設置を届出
- ・平成 3年 1月 燃えがら、汚泥を樹皮と混合する堆肥化施設設置
- ・平成 6年 8月 岩手県側の土地に汚泥を埋めていることを確認、指導
- ・平成 7年 9月 住民情報により、岩手県側に燃えがらの不法投棄を確認
- ・平成 8年11月 事業の全部停止30日間の行政処分
- ・平成 9年 7月 夜間監視を実施したが不法投棄確認できず
- ・平成11年11月 青森・岩手両県警合同の強制捜査
- ・平成12年 6月 廃棄物処理法違反で起訴
  - ・三栄化学工業(株)及び代表取締役会長
  - ・縣南衛生(株)及び代表取締役社長

## 2 行政処分等

- ① 三栄化学工業(株)及び縣南衛生(株)に対し、平成12年6月～8月に撤去の措置命令を発し、8月23日に三栄化学工業(株)の許可を取り消した。
- ② 平成12年10月5日に縣南衛生(株)に対する破産決定がなされ、平成13年6月1日には三栄化学工業(株)が解散した。
- ③ 両法人に対し、平成14年9月に汚染拡散防止対策を講ずることを命じた。

## 3 現場の状況

現場の汚染状況及び周辺への影響を把握するため、平成12年度から14年度までの間、諸調査を実施した結果、次のことが明らかになった。

- ① 廃棄物は、RDF様物、堆肥様物、汚泥及び焼却灰が主体
- ② 廃棄物が投棄された面積は約11ヘクタール、廃棄物量は推定約67万立方メートル
- ③ 現場全体が揮発性有機塩素化合物により汚染
- ④ 現場周辺環境の水質調査の結果、環境基準を概ね満足

- ⑤ 現場地盤は難透水性であるため、底面遮水層として利用可能
- ⑥ 地下水の大局的流れは、中央谷部や西方の方向

#### 4 生活環境保全上達成すべき目標

本件現場は、馬淵川水系の上流部に位置し、万が一、現場から汚染が拡散すれば流域の水質、土壌に及び、ひいては健全な水循環を乱すことにもなる。

このため、原状回復を進めるに当たっては、まず、現場周辺地域への汚染拡散を防止するとともに、地域住民の水道水源として、また、本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講ずる。

## II 特定支障除去等事業の実施範囲

### 1 所在地

#### (1) 不法投棄現場

青森県三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上28-1、28-2及び  
28-3

#### (2) 浸出水処理施設建設場所

青森県三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上11、16、18、19、23、  
24及び25

### 2 特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等

#### (1) 特定産業廃棄物等

(単位；m<sup>3</sup>)

|             | 特定産業廃棄物 | 有害産業廃棄物 | その他の廃棄物 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 堆肥様物        | 183,200 | 183,200 | 0       |
| 焼却灰主体       | 262,590 | 262,590 | 0       |
| RDF様物       | 55,088  | 55,088  | 0       |
| 汚泥主体        | 74,505  | 14,070  | 60,435  |
| 一時仮置場(堆肥様物) | 33,000  | 33,000  | 0       |
| 中間処理場(堆肥様物) | 63,000  | 63,000  | 0       |
| 合 計         | 671,383 | 610,948 | 60,435  |

## (2) 汚染土壌

これまでの調査結果から、1カ所でテトラクロロエチレンが土壌環境基準を超えて検出されているが、現時点では平面分布及び鉛直分布を特定することができないため、汚染土壌量は推計できない。

### III 特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法

#### 1 合同検討委員会における検討及び提言

本事案の対応策を両県が一体となって効果的かつ早急に実施するために必要な情報交換及び対応策の検討等を行うために、合同検討委員会を設置し、計4回開催した。

また、具体的手法等に関する技術的評価等を行うために、合同検討委員会の下に技術部会を設置し、計5回開催した。

平成15年6月28日に最終の合同検討委員会が開催され、技術部会の報告書を踏まえ、両県に対し本事案に対する対応策について、次のことが提言された。

- ① 有害廃棄物は基本的には土壌環境基準を超える廃棄物及び汚染土壌とし、有害廃棄物以外で生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物については、各県においてそれぞれ検討すること。
- ② 有害廃棄物は除去（撤去又は現地浄化）すべきものであること。
- ③ 特別管理産業廃棄物は優先的に、かつ、早期に撤去すること。
- ④ 原状回復の目標としては、土壌及び地下水の環境基準の達成とすべきであるが、短期的な撤去や浄化対策のみではその達成が困難な場合も想定されるので、適切なモニタリングと併せて、周辺環境への汚染拡散防止に十分に配慮し、必要な汚染拡散防止措置を講じること。
- ⑤ 周辺環境への影響を監視するモニタリングは、適切な地点を選定のうえ実施すること。

#### 2 原状回復方針

原状回復方針は次のとおりとする。

- ① 馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針とする。

- ② 不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急  
に実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする。
- ③ 撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民の方々の  
コンセンサスが得られる場合には、土壌環境基準を満たす汚泥や堆  
肥様物などについて、有効利用することも可能と考える。

### 3 汚染拡散防止対策（別添資料 P 1. 2）

原状回復を進めるに当たって、汚染拡散防止措置（緊急的対策及び長期的  
対策）を講ずる。

#### （1）緊急的対策

汚染水を仮設浄化プラントで処理する。また、雨水と廃棄物の接触を防  
止するため、表面遮水シートの設置や排水路を整備する。

##### ①仮設浄化施設

浸出水処理施設完成までの間、日処理量 400 m<sup>3</sup>の仮設浄化プラン  
ト（凝集沈殿+砂ろ過）を平成 1.5 年度に設置する。

##### ②表面遮水、排水路工事等

緊急対策として、中間処理施設周辺に表面遮水シートを設置し、その  
後、遮水壁の施工に合わせて場内の造成、道路整備、表面遮水等を順次  
施工する。

#### （2）長期的対策

廃棄物の撤去作業が完了後も長期間継続して周辺環境への影響を防止す  
ることが求められることから、耐用年数や使用期間を考慮して適切な構造、  
規模を考慮しながら遮水壁を設置するとともに浸出水処理施設等を整備す  
る。

##### ①浸出水処理施設

日処理量 150 m<sup>3</sup>の浸出水処理施設、浸出水貯留池や附属する導水  
路等を施工する。

なお、計画処理水質は、既存法令上の基準を基に、項目によっては  
より厳しい基準を設定し、水質を満足させる処理フローとしている。

##### ②遮水壁

遮水壁は、厚さ 50 cm、透水係数が 10<sup>-6</sup> cm/秒以下の壁を不透水  
性岩盤に岩着する構造とする。

#### 4 廃棄物の撤去等（別添資料 P 3）

廃棄物の撤去は、11haの区域を6区画に分割し、年度ごとに計画的に撤去する。

- ア 最初に周辺環境に影響のないエリアである一時仮置き場と中間処理施設にある堆肥様物を平成15年度から18年度に撤去する。
- イ その後最低標高部の撤去を行い、浸出水集排水施設を施工する。
- ウ 平成19年度に中間処理施設の跡地を一時仮置き場・選別場として整備し、本格的撤去作業を実施する。

#### 5 事業の実施期間及び事業費（別添資料 P 4）

##### （1）事業実施期間

平成15年度から平成24年度まで

##### （2）事業費

現在のところ、約440億8千5百万円と積算

### IV 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任の追及

#### 1 基本的考え方

特定産業廃棄物の処分を行った者等の責任追及は、法の安定的施行の確保、不法投棄の未然防止のためにも厳格に対応する。

また、特定支障除去等事業の費用は、県民及び国民の負担となることから、責任の追及を徹底的に行うこととする。

#### 2 特定産業廃棄物の処分を行った者に対する責任の追及

特定産業廃棄物の処分を行った三栄化学工業(株)及び縣南衛生(株)への対応は、次のとおりである。

##### （1）措置命令の発出

両法人に対して、平成12年6月から平成14年9月までの間に、ごみ固形物、廃油混入堆肥及び汚染土壌の撤去、汚染拡散防止対策の実施に係る措置命令を行った。

##### （2）措置命令の履行

三栄化学工業(株)では、ごみ固形物約2,600トン撤去、堆肥様物約

33,000m<sup>3</sup>の移替え、現場内一部の覆土等を行った。

一方、縣南衛生(株)では、浸出水浄化対策工事を行った。

### (3) 今後の責任追及

追加の調査等で判明した新たな不法投棄廃棄物等について、両法人に措置命令を行うほか、特定産業廃棄物の処分に関与したと認められる元役員に措置命令を行うこととしている。

### (4) 費用の徴収見込み

平成13年1月18日に縣南衛生(株)に対し、代執行費用に係る債権(債権額約75億円)について、破産債権の申し出の手続きを行ったほか、三栄化学工業(株)が八戸市に有する不動産(評価額約1億1千万円)について、効果的な費用の徴収に努める。

## 3 排出事業者に対する責任の追及

### (1) 排出事業者の調査

- ① 三栄化学工業(株)及び縣南衛生(株)の関係書類、関係収集運搬業者の報告等から、現在約10,600社の排出事業者が判明している。
- ② 判明した排出事業者に対し、法に基づく報告徴収を行い、その報告内容等から違法性を審査している。
- ③ 審査は両県で分担して行っているが、本県分の約6千社について委託義務違反や注意義務違反の有無について審査を進めている。

### (2) 排出事業者に対する措置命令

- ① 報告書の審査、事業場への立入検査等により、違反が認められた排出事業者6社に対し、措置命令を行った。
- ② 措置命令を受けた排出事業者は、平成15年8月と10月に措置命令を履行した。

## 4 排出事業者からの費用の徴収

- (1) 措置命令を受けた排出事業者が履行した場合には、特定支障除去等事業に要する費用の軽減が図られることから、排出事業者責任を徹底的に追及し、措置命令を履行させることを通じて事業費の軽減に努める。
- (2) 特定支障除去等事業に着手するまでの間に、措置命令の対象となる排出事業者を確知し、命令を行わせることが困難な場合には、特定支障

除去等事業に要した費用を徴収するための手続きを進める。

(3) 費用徴収の見込みについては、

- ① 措置命令の対象となる排出事業者数が確定していないこと。
- ② 費用徴収に至る件数が確定していないこと。

などから、徴収見込額を積算することは困難である。

## V これまで県が行ってきた措置及び今後行おうとする措置の内容

### 1 これまで県が行ってきた措置

#### (1) 両県警強制捜査着手までの措置

- ① 三戸保健所では、「廃棄物及び浄化槽に係る事務取扱要領」（昭和 62 年 4 月青森県策定）によって、三栄化学工業(株)に対して立入調査、監視・指導を行ってきた。
- ② 住民や元従業員等からの情報提供に基づき立入調査を行い、不適正処理については、改善指導票を交付するなどして指導を行ってきた。
- ③ 不法投棄による事業停止処分期間中は、毎日監視を実施したほか、早朝及び夜間監視を計 1 2 回行った。
- ④ その他にも、不適正処理等の苦情、情報に基づき、立入検査、早朝・夜間監視を行ってきた。
- ⑤ 平成 1 0 年度及び 1 1 年度に、住民からの苦情に基づき周辺河川水の水質調査を行ったが特に異常は確認されなかった。

#### (2) 強制捜査後の措置命令等

- ① 平成 1 2 年 6 月から 8 月の間に、三栄化学工業(株)と縣南衛生(株)に対し、RDF 様物、堆肥様物及びこれらに汚染された土壌の撤去を命じている。
- ② これらの命令に対し、三栄化学工業(株)は、平成 1 3 年 7 月までに RDF 様物約 2, 6 0 0 トン撤去している。
- ③ 平成 1 4 年 9 月には、両法人に対して、汚染拡散防止対策の措置を命じている。
- ④ このことに対しては、縣南衛生(株)が汚染水をパークにより浄化する簡易な施設を設置した。

## 2 今後行おうとする措置

### (1) 行政代執行に要した費用の徴収

- ① 本県は、平成14年度に原状回復のための基本設計業務を委託したが、平成15年5月に両法人に対して、その費用約5,600万円の納付を命じた。
- ② このことについて、三栄化学工業(株)から500万円が納付され、未納額については、督促を行っている。

### (2) 措置命令の発出

- ① これまでの措置命令以外の不法投棄廃棄物が新たに判明したことから、両法人に対して、措置命令を行うこととしている。
- ② また、特定産業廃棄物の処分に関与したと認められる両法人の元役員に対して、措置命令を行うこととしている。

## VI 不適正処分の再発防止策

### 1 検証委員会の設置

本事案に係るこれまでの県の対応状況を検証し、行政上の問題点及び責任を明らかにするとともに、今後の廃棄物行政の的確な運営を図ることとして、平成14年10月1日に5名から構成される検証委員会を設置した。

### 2 検証結果

#### (1) 行政責任

平成8年6月6日以前の県の対応については、様々な問題点があるものの落ち度があったとまでは言い切れない。

しかし、平成8年6月6日以降県は、事実把握や業者への対応について、他に採り得る方法があったにもかかわらず行っておらず、また、他の採り得る方法の検討さえも行っておらず、ここに県の落ち度があると判断する。

#### (2) 全般的問題点

- ① 三栄化学工業(株)に対する認識の甘さ
- ② 事実確認の甘さ
- ③ 業者への対応の甘さ

#### (3) 平成8年6月6日以降の問題点

- ① 行政調査を尽くさなかったこと
- ② 警察への情報提供・連携が不十分であったこと
- ③ 他部局との連携が不十分だったこと

#### (4) 再発防止策の提言

- ① 業者に対する毅然とした態度
- ② 適切な情報収集
- ③ 担当職員の意識・感覚の重要性と監視活動の継続性・一貫性の確保
- ④ 廃棄物担当部局と他の部局との連携強化
- ⑤ 警察との連携強化

### 3 県警による強制捜査後の県の対応の問題点

廃棄物の搬入状況の実態、排出事業者情報を把握するための重要な書類であるマニフェストは廃棄又は散逸した原因は、

- ・警察との連携が不十分であったこと。
- ・廃棄物処理法に基づく報告の徴収を行ったのは、焼却が判明した後であったこと。

にある。

### 4 関係職員の処分

県では、検証結果報告を受けて、平成15年8月28日に関係職員の処分（戒告・訓告）を行った。

### 5 今後の再発防止策

- ① 業者に対する毅然とした態度；積極的な行政処分
- ② 適切な情報収集；不法投棄撲滅青森県民会議の設置
- ③ 担当職員の意識・感覚の重要性と監視活動の継続性・一貫性の確保  
；担当職員の研修等による資質向上
- ④ 廃棄物担当部局と他の部局の連携強化、  
；不法投棄撲滅青森県民会議の設置
- ⑤ 警察との連携強化；本庁への警察官の出向及び出先機関への警察官〇B  
の配置

## Ⅶ その他の配慮すべき重要事項

### 1 周辺の生活環境のモニタリング調査

#### (1) 目的

不法投棄された廃棄物からの周辺生活環境への影響、廃棄物の撤去作業、汚染拡散防止対策工事にともなう生活環境への影響を把握し、迅速な対応が図れるようにする。

#### (2) 調査内容

##### ① 水質モニタリング

現場からの浸出水の影響や水処理施設からの処理水の周辺環境への影響を把握するため、現場内及び周辺の24カ所でモニタリングを行う。

##### ② 大気質モニタリング

現場からの有害大気汚染物質による周辺環境への影響調査を3カ所で行う。

##### ③ 騒音・振動モニタリング

撤去作業及び工事車両の通行に伴う環境影響調査を町内3カ所で行う。

### 2 廃棄物の搬出における飛散等の防止

廃棄物の種類や形状により専用の密閉容器等を用いての運搬のほか、洗車場を設置する。

### 3 緊急時の連絡体制

緊急時における国関係機関、現場、周辺市町村、消防、警察、報道機関等の関係者に対する連絡体制を整理する。

### 4 青森県における全庁的な取り組み

原状回復の実施に伴い、水系保全、民生安定対策等の総合的かつ計画的な推進を図るため、各部局長等を構成員とする「県境再生対策推進本部」を設置した。

併せて、汚染拡散防止対策工事や廃棄物の搬出作業などの進捗状況や周辺対策の取組状況等に関する情報を積極的に公開する。

## 5 原状回復に当たって住民の意見等が反映される措置

実施計画に基づく原状回復に当たっては、対策内容の詳細について地域住民の意見が反映されるよう、原状回復対策推進協議会の定期的な開催や、適時の住民説明会を行い、関係者の理解を深めるものとする。